

第 2 条

差別されない権利

すべての子どもは、人種・皮膚の色や言葉のちがひ、性、どんな意見を持っているか、どんな宗教を信じているか、心や体に障がいがあるかないか、お金持ちであるかないかなど、どのような理由によっても、差別されません。



第 6 条

生きる権利 育つ権利

すべての子どもには、「生きる権利」、「育つ権利」があり、国はそれを守るための努力をしなければなりません。



第 9 条

親といっしょにいる権利

子どもは、親といっしょにくらす権利をもっています。しかし、子どもにとってよくないときには、はなれてくらすこともできます。



第 12 条

自分の意見を言う権利

子どもには、自分に関係することについて、自由に自分の意見を言う権利があります。どんな年齢の子どもの意見でも、その子どもの成長の真意に応じて尊重されます。



第 16 条

プライバシーが 守られる権利

子どもは、自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙、メールなどの内容を人に知られたくないときは、それを守ることができます。



第 19 条

あらゆる暴力から 守られる権利

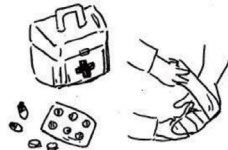
保護者(親など)が子どもを育てている間、どんな理由があっても、子どもが暴力をふるわれたり、ひどいあつかいを受けたり、ほうっておかれたりしないように、国は子どもを守らなければなりません。



第 24 条

健康でいられる権利

国は、子どもがいつでも健康でいられるように、できるかぎりのことをしなければなりません。子どもは、病氣やけがの手当てを受けることができます。



第 27 条

人間らしい生活をする権利

子どもには、着るもの、食べるもの、住むところなどの「生きるために必要なもの」を保護者(親など)、国からそろえてもらう権利があります。



第 28 条

教育を受ける権利

子どもには小学校での教育を受けられる権利があり、さらに学習したい場合には、すべての子どもに対して、そのチャンスがあたえられます。



第 31 条

休み・遊ぶ権利

子どもには、勉強だけでなく、休んだり、遊んだりする権利があります。また、自由に絵をかいいたり、歌をうたったり、スポーツなどをするすることもできます。

